

TKCモニタリング情報サービス通信

TKCモニタリング情報サービスの利用件数が**6万件**を突破!



■ 対談 6

衆議院議員・
自民党コンピュータ会計推進議員連盟会長 塩崎恭久議員
TKC全国会会長 坂本孝司

■ 三者鼎談 12

日本政策金融公庫常務取締役 上甲肇祐氏
TKC全国会巡回監査・事務所経営委員長 杉山美智晴
株式会社TKC代表取締役社長 角 一幸

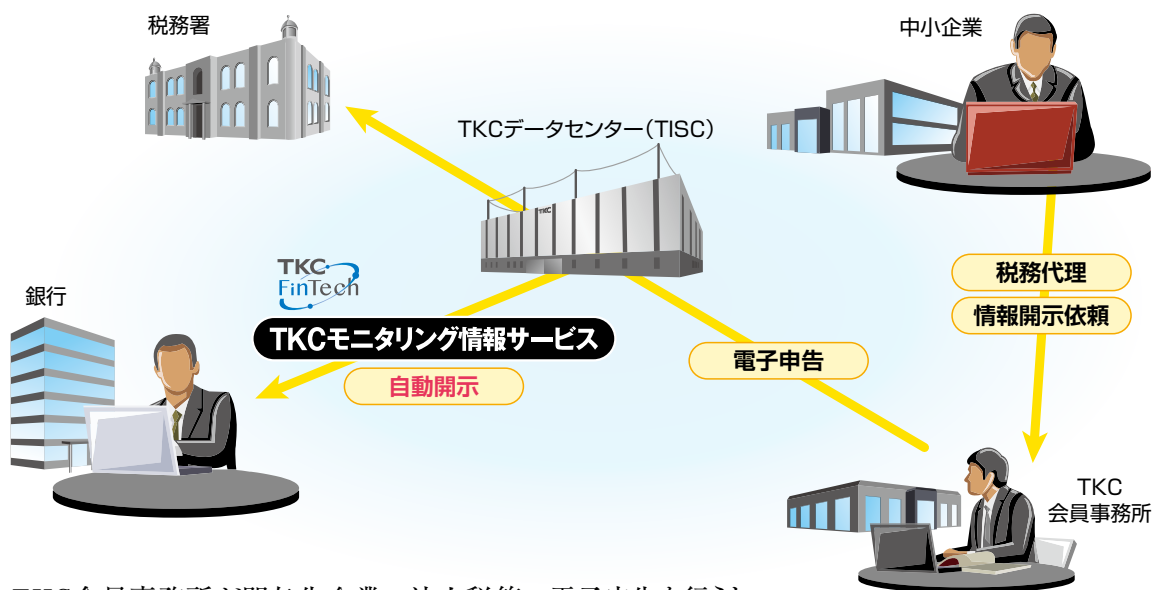
■ カレントインタビュー 16

関西みらいフィナンシャルグループ
代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉氏
TKC全国会副会長 露口六彦 ほか

「TKCモニタリング情報サービス」とは

TKCモニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。

TKCモニタリング情報サービスで 決算書・申告書が金融機関に提供される仕組み



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した決算書・申告書等が**自動的**に取引金融機関へ開示されます。

TKCモニタリング情報サービスの内容

TKCモニタリング情報サービス

▶ 決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

▶ 月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

▶ 最新業績オンライン開示サービス^(開発中)

関与先からの依頼に基づいて、金融機関へ最新業績をオンラインで開示するサービスです。

早期経営改善計画提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKCモニタリング情報サービスを通して金融機関へ早期経営改善計画やローカルベンチマークのデータを提供するサービスです。

TKCモニタリング情報サービスからダウンロードしたデータ(XBR LまたはCSV形式)をご利用の決算書入力システムに取り込むことで、決算書データの手入力やOCR処理にかかる作業負担を軽減できます。

■連携サービスを提供している決算書入力システム(五十音順)

『CASTER』 三井情報株式会社

http://www.mki.co.jp/biz/solution/financial/credit_business/caster/index.html

お問合せ先：金融・コンタクトセンター営業本部 金融第一営業部 地域営業室 川合様

TEL：03-6376-1114 E-Mail:regionalbank-sales-dg@mki.co.jp

『SCORE LINK』 TIS株式会社

https://www.tis.jp/service_solution/yoshin/

お問合せ先：フィナンシャル事業企画部 SCORE LINK営業担当様

TEL：TEL:03-5337-4297 E-Mail:scorelink@ml.tis.co.jp

『決算書リーディングシステム』 株式会社情報企画

http://www.jyohokikaku.co.jp/system/system_kessanshoreading.html

お問合せ先：大阪営業部 真田様

TEL：06-6265-8530 E-Mail:sanada@jyohokikaku.co.jp

TKCは銀行APIへの対応を進めています。

TKC会員の関与先企業が利用するTKC会計システム(FXシリーズ)には、インターネットを利用して金融機関から取引データを自動受信できる機能が搭載されています。当機能は99%超の銀行(法人口座)に対応しており、1万社を超える利用実績があります。TKCでは、当機能についてマネーツリー社と協働で銀行APIとの連携を進めており、すでに左記の金融機関との連携が完了しています。

●API連携済み金融機関

- 常陽銀行(法人)
- みずほ銀行(個人)
- 三井住友銀行(個人)
- 横浜銀行(個人)
- 七十七銀行(個人)
- 足利銀行(個人)
- 北海道銀行(個人)
- 京葉銀行(個人)

※平成30年11月末時点



①取引明細取得依頼 ④取引明細受信



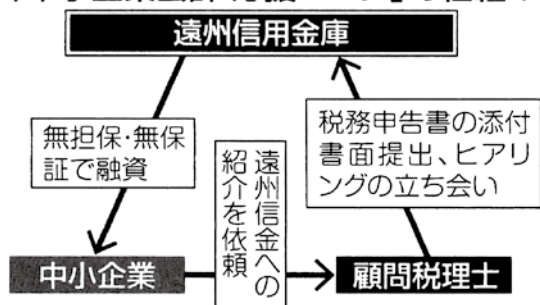
②取得 ③提供



TKCの銀行API対応に関するお問合せ先
株式会社TKC システム開発研究所 技術研究・開発支援センター 海来達矢
TEL: 0268-648-2111 E-Mail: api.fintech.banks@tkc.co.jp

税理士作成書類で信用力判断

「中小企業会計・応援ローン」の仕組み



中小に無担保・無保証融資

遠州信用金庫（浜松市中区）は五日、税理士が作成した税務申告書の添付書面を提出することで、担保や保証人なしで融資が受けられる「中小企業会計・応援ローン」の取り扱いを始めたと発表した。顧問税理士が計算、審査した資料を基に企業の信用力や成長性を判断する。税理士と連携した担保、保証人不要のローンの導入は県内の信金初という。

（伊東浩一）

中小企業の経営者にとって、業務内容に将来性がある、担保が用意できないため、金融機関から資金を借りられず、業務内容に将来性がある、でも思い切った投資ができないケースがあった。また、経営者が保証人となって借り入れをしている場合、後継者が保証人を引き継ぐ必要があり、事業承継が進まない要因にもなっていた。

こうした課題を解消するため、応援ローンは担保や保証人に頼らず、中小企業の業務内容や成長の可能性を評価した融資を目指す。

具体的には、融資先の顧問税理士から、税理士法で規定された税務申告書の添付書面を遠州信金にも提出してもらう。同書面には、税理士が責任を持って適切に計算、審査したことを保証する役割があり、売り上げや人件費の増減要因、在庫の算出根拠などの情報が記載されている。遠州信金は、融資先の決算書の信頼性を判断する材料に使う。

融資実行後は、融資先の決算後に毎年行う聞き取りにも顧問税理士の立ち会いを求める。経営者とともに今後の事業展開について詳しく説明してもらい、将来性を判断する。場合によっては、経営改

遠州信金 事業承継や地域経済活性化

善計画書などの提出を要請する。

応援ローンの利用には顧問税理士の紹介が必要。融資対象は、遠州信金の会員で業歴三年以上の法人、個人事業主。使途は運転資金と設備資金で、融資額は五百万円以上五千万円以内。利率は年1・0%以上（変動金利）。返済期間は運転資金が五年以内、設備資金が十年以内。

遠州信金の担当者は「中小企業の大きな悩みの一つで、事業承継の足かせになっている担保、保証人問題を解消することにより、企業の継続的な発展と地域経済の活性化につながれば」と話す。

応援ローンの第一号として運転資金の融資を受けた天屋製油（浜北区）の鈴木宏政社長は「（担保や保証ではなく）事業性や経営者の熱意を見て融資してもらえるのは、留飲が下がる思いだ」と歓迎した。

■ ニッキン 平成30年11月9日(金)

ふくおかFG

経営者保証の指針改定

「書面添付」で信用担保 「解除」「停止」2保証制定

【福岡】ふくおかフィナンシャルグループ（FG）福岡銀行、熊本銀行、親和銀行）は、TKC九州会と連携して、2018年度夏期から「経営者保証に関するガイドライン（指針）」の運用を見直している。

経営者保証契約は、「特約条項（コベナンツ）」の契約書式を定型化し、「解除」「停止」の条件付き保証制度の規定を見直した。10月末までに10件の取り扱いがある。経営者保証解除へ踏み込んだ見直しは、地方銀行では初めてとみられる。ふくおかFGは、18

また、税理士法第33

また、税理士法第33

年度の「書面添付」ガイドライン見直しに着手。これまで保証解除の際は、個別にコベナンツを設定し、リベンガルチェックを受けるなど利用しにくい面があったが、今回コベナンツを定型化し、契約書も改定して利用しやすとした。

条の2の「書面添付」を初めて保証契約要件に活用する。顧問税理士に「法人と経営者との資産経理の明確な区分・分離」を記載してもらう。「書面添付」を要件とすることで、実質的な「セカンドオピニオン」とする。具体的には、債務者が特約条項に抵触しない限り保証債務の効力が発生しない「停止条件付き保証契約」と、将来的に用件を全て満たせば保証を解除できる「解除条件付き保証契約」を見直した。営業店は、これまで経営者保証を徴求していたケースでも、コベナンツ契約を検討するよう事務取扱要領も改め

た。経営者には、解除条件の「見える化」になっている。

ふくおかFGリスク統括部は「経営者保証について、改めて考え方を整理し踏み込んだ対応にした。書面添付を活用することで財務の規律付けや信用性が担保できる。営業店に細かく周知していきたい」としている。

遠州信用金庫（本店：静岡県浜松市）が、税理士法第33条の2の添付書面を提出することにより、担保や保証人なしで融資を受けられる「中小企業会計応援ローン」の取り扱いを開始したことが報じられました。また、ふくおかフィナンシャルグループ（福岡銀行・熊本銀行・親和銀行、本社：福岡県福岡市）が、「経営者保証ガイドライン」の運用を見直し、同添付書面を保証契約要件として活用することが報道されています。

金融機関が、担保や保証に依存しない融資への対応を進める中で、その判断材料として書面添付制度を重視する動きが強まっており、このような金融商品は今後も増えていくことが予想されます。（TKC広報部）

日本経済再生に向かって 税理士のさらなる活躍に期待

元厚生労働大臣で自民党コンピュータ会計推進議員連盟（TKC議連）会長の塩崎恭久衆議院議員とTKC全国会坂本孝司会長が中小企業金融をテーマに対談した。塩崎議員は、積極的に正しい情報を公開する中小企業が金融機関から望まれており、税理士は書面添付などを通じて円滑な中小企業金融の後押しをしてほしいと述べた。

進行：TKC全国政経研究会事務局長 内蘭寛仁 ■とき：平成30年8月30日（木） ■ところ：衆議院第一議員会館応接室

ドイツの決算書作成証明業務は 「書面添付の究極」の発言に感動

坂本 塩崎先生には、日頃から自民党コンピュータ会計推進議員連盟（TKC議連）会長として、大所高所からご指導

を賜っており、ありがとうございます。

また7月には、西日本豪雨などの対応でお忙しい中を、時間を割いてTKC全国役員大会の開催地の金沢まで駆けつけてくださり、ご祝辞をいただきました。あらためてお礼申し上げます。

塩崎 こちらこそTKC会員の皆さま

には、事業承継支援やIT活用など、中小企業を強くする重点施策について多大なご理解とご協力をいただいております。ありがとうございます。

坂本 TKC全国会ではいま、金融機

関との連携をより強化して、中小企業経営者を含めた世間一般からの税理士に対する「社会の納得」を勝ち取るようとしています。そのキーポイントは、税理士法第33条の2の添付書面の活用をはじめとした決算書の信頼性確保に向けた取り組みです。そうした中で、TKC全国会が金融庁との関わりを持てるようになったことは極めて重要な出来事でした。そのきっかけを作ってくれたのが塩崎先生でした。2011年まで金融庁との接



塩崎恭久

衆議院議員・自民党コンピュータ
会計推進議員連盟会長

Photo：小坂直樹

対談



巻頭

坂本孝司 TKC全国会会長

点がなかったので、塩崎先生にお願いして、畑中龍太郎長官（当時…監督局長）と面会させていただきました。

塩崎 あれはいつ頃のことでしたかね。
坂本 忘れもしない2011年2月11日です。塩崎先生の立ち会いのもと、ドイツの先進的な事例を交えながら、私が残りで、それまでずっと考えていた中小企業金融における会計と税理士の活用について畑中長官に率直に申し上げたところ、大変深くご理解をいただきました。それで、畑中長官に「この7月に横浜でTKC全国役員大会が行われますので、特別講演の講師をお願いできませんか？」とお尋ねしたところ、ご快諾いただいたのです。このときの講演で涙が出るくらい感動

したのは、ドイツにおける決算書作成証明業務（ベシヤイニグング制度）に触れたからです。畑中長官は、ベシヤイニグング制度について「これを一言で言えば、金融機関が融資をするときに、『この企業は大丈夫ですよ』という税理士による決算書の保証書があれば、お金を貸せる。つまり、企業の信用リスクをカバー（補完）する機能が法的にも確立しているということなんです。これは、書面添付の普及などに努めている税理士の皆さまにとって、ある種の究極の姿なのかもしれません。」と述べられました（『TKC会報』2011年9月号）。

これをきっかけとして、日本では税理士による書面添付の普及がやはり重要で

あると全国のTKC会員が再認識しました。また、これが現在の中小企業金融において税理士を活用すべきであるという私どもの運動の起点ともなっています。

塩崎 資金繰りに苦しんでいる経営者が非常に多い中で、法人全体の約9割に関与されている税理士さんは、税の専門家にとどまらず、経営革新等支援機関などとして制度的にも活躍の場が広がっています。また、金融行政も事業性評価の方向を打ち出しているわけですから、皆さまの中小企業金融の担い手としての役割が高まっているのは当然のなりゆきでしょうね。

税理士の協力を得て正しい情報を積極的に公開する中小企業が望まれる

坂本 いまのお話は、塩崎先生が日頃から「中小企業のガバナンスは金融機関と税理士がしっかり連携して支援する必要がある」とおっしゃっていることに通じますね。

塩崎 そう思います。言ってみれば金融サービスとは情報産業です。したがって、金融機関は最大限の努力をして、経営者の姿勢を含めて取引先企業のリスク



評価をしながら融資をするかどうかを決めているはずなのでですね。なおかつ、すべてのリスク評価は金利や貸出条件などに表れてきます。通常、これらを判断する情報を何から得ているかというと、上場企業であれば有価証券報告書などの財務データでしょう。金融機関は取引先企業のことを直接チェックできないため、財務データやいろいろなヒアリングの

結果から情報に整合性があるのか確認してお金を貸しているのだと思います。

そうした中で、われわれが期待しているのは、中小企業に対しても金融機関が

積極的な金融仲介機能を発揮するということです。これによって中小企業が発展すれば、金融機関も利益を得られるはずです。しかし、そうは言っても、金融機関が自分たちだけの力で中小企業のあらゆる情報を集めるのは難しい。その点、中小企業の場合には、圧倒的に税理士さんが関与しています。適正な決算書や税務申告書の作成支援を通じて、企業の状況や経営者の人柄を誰よりも熟知しているのが税理士の皆さまです。そういう立場から、皆さま方が金融機関と連携していただければ、中小企業がより発展すると思います。

特に、TKC会員のようには、巡回監査や書面添付などの手法によって、リスクを明らかにする業務プロセスを持つ税理士さんとタッグを組むというのは、金融機関にとってもウィン・ウインの関係を作りやすいと思います。

坂本 税理士と金融機関がそのような関係を作る上で最も重要なのは、中小企業金融に不利益をもたらす「情報の非対称性」を解消することですね。

塩崎 そう思います。これからは特に、積極的に正しい情報を公開する中小企業金融機関から望まれます。金融機関に

対して事実と異なる嘘の決算書を提出するのは論外です。そのためには、税理士の皆さまが、専門家としてのあるべき姿や社会的な役割をどう考えているかにかかっているのではないのでしょうか。そして、中小企業が事業を広げていくことを決定づけるのは、正しい仕事をしている税理士の皆さまが金融機関と一緒に知恵を出し合って、そのガバナンスを明らかにしていることが前提になると思います。

無担保・無個人保証の融資に向けて 金融機関への正しい情報の裏打ちを期待

坂本 今年の金沢でのTKC全国役員大会では、満を持して遠藤俊英金融庁長官(当時・監督局長)にご講演いただき、金融機関からも大勢のご参加があり、非常にインパクトがありました。これも塩崎先生のおかげです。講演の中で遠藤長官は、優秀な業績を挙げている地域金融機関は優秀な外部専門家(税理士等)と連携しているとして、金融機関と企業の「共通価値の創造」に向けて税理士に支援してほしいと呼びかけました。

金融庁が重視する「経営者保証に関するガイドライン」の普及についても、顧

問税理士と金融機関の連携が有効であると述べられ、「顧問税理士による指導の下、事業者が法人と経営者の一体性の解消に向けた取組みを行い、ガイドラインを活用した事例」等をご紹介いただきました(『TKC会報』2018年9月号)。これは私たちが今後の運動を進めていく上で、とても勇気づけられる内容でした。

塩崎 経営者の個人保証の問題は、中小企業の事業承継における阻害要因にもなっています。そもそもこれは、金融機関が安易な道を選んできた結果と言わざるを得ません。特に高度成長期において、例外があるにしても個人保証や担保を取っていただければ、金融機関が企業のリスク評価をしなくても済んでいた時代が続きました。それだけ活気があったのですね。しかしいまはもう、そういう時代ではありません。企業の良し悪しを金融機関が自らの目できちんと見極めなければなりません。これが本来の金融の姿ですよ。そのためにはできる限りの情報を持つていることが必要です。その上でリスクをしっかりと評価すれば、たとえ無担保・無個人保証でも融資できるようになるわけです。

したがって、金融機関には「経営者保

証に関するガイドライン」に沿った体制を整え、同時にその手法と能力を高めていってほしいと思います。そのときに、先ほどからお話ししているように、金融機関は正しい情報を得るために外部専門家の意見を聞くということを絶えず行う必要があります。ですから税理士の皆さまには、巡回監査や書面添付などを通じて正しい会計による情報の裏打ちを引き続きお願いしたいと思います。

坂本 承知しました。ありがたいことに埼玉りそな銀行さんや福岡銀行さんなど、最近、書面添付やTKCモニタリング情報サービス等の利用を条件として、経営者保証を免除する対応を取る金融機関が増えつつあります。こうした動きを追い風にして、信頼性の高い決算書等を活用した円滑な中小企業金融を支援していきます。さらに、経営革新等支援機関として、経営計画等に基づく将来にわたるサポートについても金融機関と連携して進めていきたいと思えます。

電子データの「見え消し」機能確保は中小企業におけるIT活用の大前提

坂本 2019年度の税制改正等の議

論が本格化する時期だと思えますが、自民党税制調査会インナーのお立場から、行政手続の電子化の方向性等について伺いできますか。

塩崎 何しろ日本はいろいろな面でデジタル化が遅れています。国民がITの活用から得られるメリットも少なすぎます。そういう意味では行政の電子化をしっかりと進めれば、結果として政府のサイズが小さくて済み、国民負担も減らすことができそうです。よく、これから高齢化が進むと財政支出が増える一方ではないかと言われるのですが、そうと決まったわけではありません。いま使えるテクノロジをフル活用して、効率的な小さい政府を目指す発想が必要です。

電子化 と言えば、私は厚生労働大臣として約3年間、国民の健康寿命延伸や社会保障制度の持続性確保に向けたデータヘルス改革の推進に力を注ぎました。これと同じように、中小企業政策においても、AI等の最新技術やビッグデータを使いながら、どういう経営をしていくのが最も有効なのかなどの判断がもっと容易にできるようになると思えます。

坂本 特に国が進めるIT活用は、TKC全国政経研究会が提言している



「帳簿の遡及的な訂正加除履歴保存の重要性」をあらためて社会に問う絶好の機会でもありません。

塩崎 そうです。中小企業の生産性向上において、販売・給与・会計等のデータ連携とクラウドサービスを活用などは有効な手段ですが、その大前提として各データの正確性確保や不正防止の仕組みがなくてはなりません。医療分野では電子カルテがすでに常識であり、ここでは「見え消し」機能が必須となっています。中小企業の経営情報の基となる電子データにもこれと同様のことが求められるべきですね。

坂本 今年、所得税改革の一環として、電子帳簿又は電子申告を要件とした青色申告特別控除の拡大が実現されました。帳簿の「見え消し」が必須要件である電

子帳簿に取り組み納税者が、一定の特典を受けられるという制度を作っていたできませんでした。

塩崎 まだまだこの分野は道半ばですが、TKC会員の皆さまが主張しているように、将来、法人税においても同様の考え方が採用される可能性が高まったと思います。

商法・会社法への適時性・正確性という記帳条件の明確化が実現した経緯

坂本 最後にもう一つ、塩崎先生にお礼を申し上げます。それは、当時、衆議院法務委員長をお務めだった塩崎先生の絶大なご尽力で、適時性・正確性という記帳条件の明確化を規定した改正商法・会社法が平成17年6月に成立したということです。これは、TKC全国会創設以来のミッションであり、初代会長の飯塚毅博士の悲願でもありました。実は、その前年の平成16年11月23日に飯塚博士がお亡くなりになり、12月14日に東京・護国寺でご葬儀がありました。そこにお見えになっていた塩崎先生から葬儀開始5分前に呼ばれて「商法改正にあたって、記帳条件の厳格化に全力で取

り進む」といった宣言をいただいたのです。感無量でした。悲しいお別れの日でしたが、「飯塚先生、先生の悲願がついに実現します」というご報告ができました。

塩崎 そんなこともありましたね。

坂本 飯塚博士は、昭和55年の税理士法改正に際して税理士の「独立性」の文化に尽力され、平成17年にその悲願の記帳条件明確化が実現したわけです。この大きな流れが、現在の中小企業金融における税理士の役割の強化に結びついています。その重みを忘れずに、これからもTKC全国会運動に邁進いたします。本日はありがとうございます。

塩崎 日本経済の再生に向けて、中小企業金融の担い手としての皆さまの一層のご活躍を祈念しております。

(構成／TKC出版 古市 学)

塩崎恭久◎しおさきやすひさ

昭和25年11月7日(寅年)生まれ。昭和50年東京大学教養学部卒業、昭和57年ハーバード大学行政学大学院修了、日本銀行入行。平成5年衆議院議員初当選(旧愛媛1区)、その後、外務副大臣、内閣官房長官・拉致問題担当大臣、厚生労働大臣等を歴任。現在、自民党税制調査会副会長、コンピュータ会計推進議員連盟(TKC議連)会長など。

金融機関の皆さまに

ぜひ、**ご理解いただきたい!**

ことがあります。

私たちが実践する
税理士法第33条の2に基づく添付書面
で、決算書の品質の高さを確認することができます。

書面添付制度は、税理士が法人税申告書等の作成に際し、「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」を明らかにするものです。法人税法第74条の確定決算主義の下では、この税理士による「税務申告書の適正性の表明」は、その前段階にある決算書の信頼性を保証することにつながります。

いま、この制度は、中小企業の決算書の品質を確認できる法的制度として注目を集めています。

決算書の品質の高さを確認

電子申告完了済 法人税 確定申告書(確定申告書等) 申告年度 令和3年(令和3年) 申告期間 令和3年12月31日 1 記載

法人様-株式会社 業種 製造業 業種コード 1311 業種コード2 1311 業種コード3 1311 業種コード4 1311 業種コード5 1311 業種コード6 1311 業種コード7 1311 業種コード8 1311 業種コード9 1311 業種コード10 1311

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 (33条2)

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(33条2)

表1 添付書面の項目

表2 添付書面の記載事項

表3 添付書面の記載方法

表4 添付書面の記載内容

表5 添付書面の記載時期

表6 添付書面の記載場所

表7 添付書面の記載責任

表8 添付書面の記載対象

表9 添付書面の記載区分

表10 添付書面の記載回数

表11 添付書面の記載回数

表12 添付書面の記載回数

表13 添付書面の記載回数

表14 添付書面の記載回数

表15 添付書面の記載回数

表16 添付書面の記載回数

表17 添付書面の記載回数

表18 添付書面の記載回数

表19 添付書面の記載回数

表20 添付書面の記載回数

表21 添付書面の記載回数

表22 添付書面の記載回数

表23 添付書面の記載回数

表24 添付書面の記載回数

表25 添付書面の記載回数

表26 添付書面の記載回数

表27 添付書面の記載回数

表28 添付書面の記載回数

表29 添付書面の記載回数

表30 添付書面の記載回数

表31 添付書面の記載回数

表32 添付書面の記載回数

表33 添付書面の記載回数

表34 添付書面の記載回数

表35 添付書面の記載回数

表36 添付書面の記載回数

表37 添付書面の記載回数

表38 添付書面の記載回数

表39 添付書面の記載回数

表40 添付書面の記載回数

表41 添付書面の記載回数

表42 添付書面の記載回数

表43 添付書面の記載回数

表44 添付書面の記載回数

表45 添付書面の記載回数

表46 添付書面の記載回数

表47 添付書面の記載回数

表48 添付書面の記載回数

表49 添付書面の記載回数

表50 添付書面の記載回数

表51 添付書面の記載回数

表52 添付書面の記載回数

表53 添付書面の記載回数

表54 添付書面の記載回数

表55 添付書面の記載回数

表56 添付書面の記載回数

表57 添付書面の記載回数

表58 添付書面の記載回数

表59 添付書面の記載回数

表60 添付書面の記載回数

表61 添付書面の記載回数

表62 添付書面の記載回数

表63 添付書面の記載回数

表64 添付書面の記載回数

表65 添付書面の記載回数

表66 添付書面の記載回数

表67 添付書面の記載回数

表68 添付書面の記載回数

表69 添付書面の記載回数

表70 添付書面の記載回数

表71 添付書面の記載回数

表72 添付書面の記載回数

表73 添付書面の記載回数

表74 添付書面の記載回数

表75 添付書面の記載回数

表76 添付書面の記載回数

表77 添付書面の記載回数

表78 添付書面の記載回数

表79 添付書面の記載回数

表80 添付書面の記載回数

表81 添付書面の記載回数

表82 添付書面の記載回数

表83 添付書面の記載回数

表84 添付書面の記載回数

表85 添付書面の記載回数

表86 添付書面の記載回数

表87 添付書面の記載回数

表88 添付書面の記載回数

表89 添付書面の記載回数

表90 添付書面の記載回数

表91 添付書面の記載回数

表92 添付書面の記載回数

表93 添付書面の記載回数

表94 添付書面の記載回数

表95 添付書面の記載回数

表96 添付書面の記載回数

表97 添付書面の記載回数

表98 添付書面の記載回数

表99 添付書面の記載回数

表100 添付書面の記載回数

添付書面(1)

添付書面(2)

添付書面(3)

添付書面(4)

添付書面(5)

添付書面(6)

添付書面(7)

添付書面(8)

添付書面(9)

添付書面(10)

添付書面(11)

添付書面(12)

添付書面(13)

添付書面(14)

添付書面(15)

添付書面(16)

添付書面(17)

添付書面(18)

添付書面(19)

添付書面(20)

添付書面(21)

添付書面(22)

添付書面(23)

添付書面(24)

添付書面(25)

添付書面(26)

添付書面(27)

添付書面(28)

添付書面(29)

添付書面(30)

添付書面(31)

添付書面(32)

添付書面(33)

添付書面(34)

添付書面(35)

添付書面(36)

添付書面(37)

添付書面(38)

添付書面(39)

添付書面(40)

添付書面(41)

添付書面(42)

添付書面(43)

添付書面(44)

添付書面(45)

添付書面(46)

添付書面(47)

添付書面(48)

添付書面(49)

添付書面(50)

添付書面(51)

添付書面(52)

添付書面(53)

添付書面(54)

添付書面(55)

添付書面(56)

添付書面(57)

添付書面(58)

添付書面(59)

添付書面(60)

添付書面(61)

添付書面(62)

添付書面(63)

添付書面(64)

添付書面(65)

添付書面(66)

添付書面(67)

添付書面(68)

添付書面(69)

添付書面(70)

添付書面(71)

添付書面(72)

添付書面(73)

添付書面(74)

添付書面(75)

添付書面(76)

添付書面(77)

添付書面(78)

添付書面(79)

添付書面(80)

添付書面(81)

添付書面(82)

添付書面(83)

添付書面(84)

添付書面(85)

添付書面(86)

添付書面(87)

添付書面(88)

添付書面(89)

添付書面(90)

添付書面(91)

添付書面(92)

添付書面(93)

添付書面(94)

添付書面(95)

添付書面(96)

添付書面(97)

添付書面(98)

添付書面(99)

添付書面(100)

添付書面(101)

添付書面(102)

添付書面(103)

添付書面(104)

添付書面(105)

添付書面(106)

添付書面(107)

添付書面(108)

添付書面(109)

添付書面(110)

添付書面(111)

添付書面(112)

添付書面(113)

添付書面(114)

添付書面(115)

添付書面(116)

添付書面(117)

添付書面(118)

添付書面(119)

添付書面(120)

添付書面(121)

添付書面(122)

添付書面(123)

添付書面(124)

添付書面(125)

添付書面(126)

添付書面(127)

添付書面(128)

添付書面(129)

添付書面(130)

添付書面(131)

添付書面(132)

添付書面(133)

添付書面(134)

添付書面(135)

添付書面(136)

添付書面(137)

添付書面(138)

添付書面(139)

添付書面(140)

添付書面(141)

添付書面(142)

添付書面(143)

添付書面(144)

添付書面(145)

添付書面(146)

添付書面(147)

添付書面(148)

添付書面(149)

添付書面(150)

添付書面(151)

添付書面(152)

添付書面(153)

添付書面(154)

添付書面(155)

添付書面(156)

添付書面(157)

添付書面(158)

添付書面(159)

添付書面(160)

添付書面(161)

添付書面(162)

添付書面(163)

添付書面(164)

添付書面(165)

添付書面(166)

添付書面(167)

添付書面(168)

添付書面(169)

添付書面(170)

添付書面(171)

添付書面(172)

添付書面(173)

添付書面(174)

添付書面(175)

添付書面(176)

添付書面(177)

添付書面(178)

添付書面(179)

添付書面(180)

添付書面(181)

添付書面(182)

添付書面(183)

添付書面(184)

添付書面(185)

添付書面(186)

添付書面(187)

添付書面(188)

添付書面(189)

添付書面(190)

添付書面(191)

添付書面(192)

添付書面(193)

添付書面(194)

添付書面(195)

添付書面(196)

添付書面(197)

添付書面(198)

添付書面(199)

添付書面(200)

TKC全国会会員は、毎月間先を訪問して行う巡回監査(注)と月次決算の実践を義務としています。この際には会計専門家が毎月の巡回監査時に収集・確認・整理した事項のうち、重要性の高い勘定科目について内容を詳細に記載します。

(注)巡回監査とは、会計資料ならびに会計記録の適法性、正確性及び過時性を確保するため、会計事実の真実性、実在性、信頼性を確かめ、指導することです。

この際には、決算書・申告書および勘定科目内訳明細書等から前期と比較して顕著に増減した事項について、事業内容や業況などが把握できるよう、増減金額や前年比率を用い、その理由を明確に記載します。また滞留債権の状況等も記載します。

会計処理の変更をすると、これに関連する勘定科目の金額が前期と比較して顕著に増減することがあります。例えば、(1)消費税の経理処理を税込み経理から税抜き経理に変更(2)減価償却方法の変更等です。このような会計処理の変更と変更の理由を具体的に記載します。

相談事項(該校所部署の算定に際して重要性が高いもの)のうち、特に重要な事項について、①どのような相談を受けたか②どのように回答したのか③それがどのように申告書に反映されているのか——を記載します。

総合所見において、①税理士の関与状況②申告書作成に当たり留意した事項③原始記録の保存状況④日々の会計処理の状況⑤内部牽制⑥巡回監査時の指導の状況——等を記載します。また、税務的事項として、「中小会計要領」に準拠した計算事項であることや代表者の納税意識・遵法意識を記載します。

TKC全国会による書面添付制度概要(2023年4月) 第4版 TKC全国会発行より抜粋

この添付書面は、関与先企業経営者の理解に基づき、TKC全国会に所属する税理士・公認会計士から「TKCモニタリング情報サービス」で金融機関に提供しています。詳しくは、TKC全国会の会員へお問い合わせください。

TKC全国会とは
TKC全国会は、租税正義の実現と関与先企業の持続的繁栄に貢献することを目的として結成された、わが国最大級の職業会計人集団(全国1万名超の税理士・公認会計士のネットワーク)です。



TKCモニタリング情報サービスについてはこちらから▶



「TKCモニタリング情報サービス」を活用し 対話に基づく中小企業金融支援に力を注ごう!

日本政策金融公庫（国民生活事業）は今年10月1日から「TKCモニタリング情報サービス」の利用を開始。TKC会員との連携を通じてより実効性の高いサービス運用を目指している。日本公庫上甲肇祐常務取締役を迎え、当サービス推進を担うTKC全国会巡回監査・事務所経営委員会の杉山美智晴委員長とTKCの角一幸社長が、金融機関と税理士の連携や同サービスの推進について語り合った。

●出席者

日本政策金融公庫常務取締役 上甲肇祐

TKC全国会巡回監査・事務所経営委員長 杉山美智晴

株式会社TKC代表取締役社長 角 一幸

(進行：株式会社TKC営業本部次長 高橋栄一)

全国約87万の顧客を訪問して 決算書を提出してもらおうのは困難

角 金融行政の変化やフィンテックの進展等に伴い各地域金融機関はビジネスモデルの転換を問われている中で、日本政策金融公庫（以下、日本公庫）さまは中小企業支援についてどのような方針で取り組まれておられますか。

上甲 私ども日本公庫は、「民業補完」を旨としつつ、国の中小企業・小規模事業者政策等に基づき、法律や予算で決められた範囲で金融機能を発揮している政策金融機関です。新たな事業を始める方、災害や経営環境の変化に対応する方などの資金需要に、少額から応えています。また、セーフティネット機能の発揮、日本経済成長・発展への貢献、地域活性化への貢献などを経営方針に掲げ、政策金融ならではの質の高いサービスの提供を図るため、リスクテイク機能の適切な発揮やコンサルティング機能・能力の充実に努め、中小企業・小規模事業者の皆さまの課題解決の支援に取り組んでいます。

角 日本公庫さまの国民生活事業において、この10月から「TKCモニタリング情報サービス」をご利用いただいている

ますが、採用の決め手は何でしたか。

上甲 最大の理由は、お客さまに対するサービスの向上に資すると考えたからです。当事業は、全国約87万社のお客さまにご利用いただいております。職員1人当たりのお客さまの数が多くこともあって、お取引を開始した後に、お客さまを訪問して決算書等をご提出いただくことが困難な状況にあります。そのため、ご融資の相談等でお客さまに決算書等の提出をお願いする際は、例えば、ご郵送いただくなど、お客さまにご負担をおかけしてしまっています。「TKCモニタリング情報サービス」を利用することで、財務データをタイムリーかつ容易に当事業にご提出いただけるようになることから、お客さまの利便性が高まると考えています。

また、昨今の「デジタルライゼーション」の流れがあることも採用理由の一つです。ITの活用によるお客さまの利便性向上についても重要な政策課題と認識しています。

ちなみに「TKCモニタリング情報サービス」を導入してから約1週間の状況を見ると、1日50件程度の利用申込をいただいています。



■とき：平成30年10月11日(木) ■ところ：TKC東京本社

杉山 これからの日本公庫さまの積極的な取り組みに際するため、TKC全国会では今年末までの「TKCモニタリング情報サービス」の導入目標を1万5000件に設定して、推進のお手伝いをしようと考えています。

顧客が抱える経営課題の解決には外部専門家との連携が非常に重要

角 今年7月に金沢で開催されたTKC全国役員大会では、遠藤俊英金融庁長官(当時監督局長)が「経営者保証に関するガイドライン」の普及を始めとする中小企業金融において、金融機関と税理士など外部専門家との連携の重要性を述べられました。日本公庫さまは、民間金融機関は当然ながら、その他の外部専門家とも連携を深めておられますね。

上甲 当事業は、政策金融機関として、お客さまの持続的な経営や成長を全力でサポートしていくことが使命と考えています。しかし、お客さまが抱える経営課題や要望は多岐に亘っており、事業のマンパワーやお客さまとの接触頻度を勘案すると、融資先すべてに対して、具体的なソリューションを提供していくこと

は容易ではありません。そこで、そうしたソリューションの提供を希望されるお客さまには、これまで当事業が培ってきたネットワークを活用し、お客さまが抱える経営課題や要望に応じて外部専門家の皆さまに取次ぐことにより、お客さまの事業の改善・発展を支援しています。このような活動を含め、当事業が政策金融機能を発揮していくためには、普段から外部専門家の皆さまとの連携を深めていくことは非常に重要と考えています。

杉山 金融機関との連携について、TKC全国会ではリレバンの頃から進めてきました。特に日本公庫さまとは多くのTKC会員が連携を密にし、所内での「一日公庫」などを開催しています。そうした中で「TKCモニタリング情報サービス」の提供をきっかけにして、情報の非対称性を解消することに対する金融機関からの期待の高まりを感じています。なお、この流れを一部の会員に留めず、すべての会員が実践できるようにすること。金融機関への電子データでの決算書の提供を当たり前の世界にすること。信頼性の高い決算書が評価され、活用される社会にすること。これらが「TKCモニタリング情報サービス」を推進する私



日本政策金融公庫 上甲肇祐常務取締役

どもの目標です。事実、金融機関トップとの対談や金融交流会において、このサービスを評価して「もっと件数を出してほしい！」という声が上がっています。その期待に応えるためにも、会員の実践件数を大幅に積み上げていかねばなりません。

書面添付の詳細な記載は 経営者保証免除にもつながる

杉山 日本公庫さまは、このサービスを今後どう活用されようとお考えですか。

上甲 当事業では、サービスの利用によって、融資等の相談時におけるお客さまとの対話を充実させることができるのではないかと期待しています。金融庁が

過去に行った「企業アンケート調査」において、事業者の方が金融機関に求めるものとして「事業内容への理解」を挙げる方が多数を占めたとおり、お客さまからのご相談にあたっては、その事業内容を十分理解して対話することが重要と考えています。

そのためには、お客さまの定性・定量面の情報を把握しておくことが非常に重要であるものの、これまではお取引を開始した後にお客さまの直近の財務内容等を把握することが容易ではありませんでした。「TKCモニタリング情報サービス」を利用して当事業に決算書をご提供いただけるお客さまについては、事前に最新の決算内容が把握でき、ご融資等のご相談時をいただいた際に深度ある対話が可能になることから、ご相談により的確に対応することができると考えています。

角 TKC全国会では「TKCモニタリング情報サービス」を通じて金融機関に対して税理士法第33条の2の添付書面を提供する活動をされており、これを評価して、埼玉りそな銀行さまや福岡銀行さまなど、経営者保証免除の対応を取る金融機関も現れています。

上甲 決算書等は、その信頼性が確保されることが最大のポイントだと思います。特に当公庫は、民間金融機関とは異なり、預金口座を持っていないため、お客さまの日々の資金の流れを把握しづらい面があります。そうすると必然的に、決算書等が資金の流れをつかむ糸口となり、決算書等の信頼性が非常に重要となつてきます。この点、税理士の先生が責任を持って作成された書面添付がある決算書等は、とても安心できます。

杉山 具体的に添付書面にはどのような記載が望ましいですか。

上甲 例えば、「3 計算し、整理した主な事項」欄において、雑勘定について詳しく確認をいただいたり、「顕著な増減事項」欄にその理由を詳細に記載いただいたりしていると、審査面談の前に疑問点が解消されることもあります。この場合、お客さまに追加で資料をお願いせず済むため、お客さまの負担軽減にもつながります。

また、「4 相談に応じた事項」欄に記載がある場合は、お客さまがどういったことを疑問に思っているのかを把握できるとともに、「税理士の先生と経営についてどういったお話をされているのです



TKC全国巡回監査・事務所経営委員会 杉山美智晴委員長

か？」など、お客さまと事業展望等について対話をするきっかけにもなります。さらに、先ほどお話のあった「経営者保証ガイドライン」への対応に関して、当事業も同ガイドラインと同様の趣旨の制度である「経営者保証免除特例制度」の推進に積極的に取り組んでいます。この点についても、「5 その他」欄に法人と経営者との関係の明確な区分・分離について具体的に記載されていると、当制度の適用が極めてやりやすくなります。税理士の先生方には、「5 その他」欄にぜひ記載いただきたいと思えます。

書面添付はまだそれほど浸透していないのではないかとというのが私の印象でありましたが、すでに「TKCモニタリング情報サービス」でご提出いただいた



株式会社TKC 角一幸代表取締役社長

400件近い決算書の約7割に書面添付があり、大変驚くとともに、非常にありがたく思っています。書面添付制度の有用性について当事業内の認識をさらに深め、書面添付をご提出いただいた場合は積極的に活用するよう本部として引き続き指導していきます。

杉山 ありがとうございます。TKC全国会としても書面添付推進を最重要課題として掲げておりますので、大変心強い思いがいたします。

TKC会員との連携を強めて より実効性の高い運用を目指したい

角 お二方から今後のさらなる連携について一言ずつお願いします。

杉山 TKC全国会は、月次巡回監査の実践と、遡及訂正できないTKC方式の自計化システムを利用し、「会計で会社を強くする」ことを真に願っている会計人集団です。これまで以上に日本公庫さまを始め金融機関との連携を強化して中小企業を支えていくと共に、信頼性の高い決算書が評価され、活用される社会を築いていきたいと考えています。

上甲 当事業が「TKCモニタリング情報サービス」を導入した10月1日は、実は、日本公庫の統合10周年の記念日であります。この節目の日に導入できたことを大変うれしく思っています。システム対応等を終え、まだようやく導入したところで、本格運用はこれからです。単に導入して終わりではなく、同サービスをフル活用したいと思えます。

繰り返しになりますが、「TKCモニタリング情報サービス」は、お客さまの負担軽減やお客さまとの対話の充実のために導入しました。今後はこれまで以上にTKC会員の先生方との情報交換の場を設けるなど連携を強化し、より実効性の高い運用につなげていきたいと考えています。

(構成／TKC出版 古市 学)

関西みらいフィナンシャルグループ代表取締役兼社長執行役員

菅 哲哉氏に聞く

「中小企業のために汗をかく」の 共通目標に向けて連携を

今年4月、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行、みなど銀行の3行が経営統合し、関西最大で全国でも有数の地域金融グループとしてスタートした「関西みらいフィナンシャルグループ」。同社の菅哲哉代表取締役兼社長執行役員に、中小企業支援の取り組みやTKC会員との連携などについてうかがった。露口六彦TKC全国副会長を筆頭に、TKC近畿4地域会（近畿大阪会、南近畿会、近畿京滋会、近畿兵庫会）の会長が出席した。

関西学院の同窓生、高校の部活動仲間 TKC会員とは不思議なご縁が

石岡（司会／以下「—」） 菅社長、本日はお忙しいなかありがとうございます。

関西みらいフィナンシャルグループの中小企業支援の取り組みなどについて、露口全国副会長、近畿4地域会の会長と共にお話をうかがってまいりますので、よろしくお願いたします。

菅 こちらこそよろしくお願いたします。

— 露口副会長、はじめに今回の菅社長との対談に至る経緯をお話しいただけますか。



菅哲哉代表取締役兼社長執行役員

露口 菅社長と私は関西学院大学の同窓生です。昨年11月に関西みらいフィナンシャルグループが設立され、その社長に菅社長が就任されたことを受け、同窓生として一度情報交換の場を持つという

う話になりました。当日は同じ関西学院大学同窓の大同生命の工藤（稔）社長もお見えになり、またせっかくの機会なので近畿4地域会の会長4名にも声をかけて集まってもらいました。

業界のことなどについて忌憚なく話ができる非常に盛り上がり、菅社長には、中小企業支援に向けたTKC全国会の取り組みと、菅社長が目指す関西みらいフィナンシャルグループの経営の方向性が同じだと賛同していただきました。

その一方で、全国会の運動や我々の思いが金融機関のトップの方にあまり届いていないこともわかりました。これまで金融機関の方々にアプローチしてきたに

◎出席者

関西みらいフィナンシャルグループ
代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉氏

TKC全国会副会長	露口六彦会員
TKC近畿大阪会会長	野垣 浩会員
TKC南近畿会会長	上田兵二会員
TKC近畿京滋会会長	佐藤正行会員
TKC近畿兵庫会会長	小林雄介会員

聞き手：石岡正行本誌編集長

■と き：平成30年10月2日(火)

■と ころ：関西みらいフィナンシャルグループ本社

もかかわらず、金融機関は大きな組織なのでなかなかトップまで通じていない。

このことは我々の課題でもありますが、トップとお会いして組織の思想や考え方を伝え合うことでより中身のある連携になり、具体的な実践につながっていくと考え、本日の機会を作っていました。

菅 露口先生はじめ地域会会長先生方とお会いした当日は本当に盛り上がり、前向きなお話ができました。その後も全国会の取り組みについては随分勉強させていただきました。余談ですが皆さんとお会いした翌日、高校時代の剣道部の同級生から電話があり、「昨日、TKCの先生方と会ってただろ」と言われました。その方とは、高校3年間一緒に剣道をやっていた仲です。TKCの方々とはなにか不思議なご縁を感じるなと思いました(笑)。

関西アーバン・近畿大阪・みなと銀行が経営統合 3つのネットワークで顧客に利便性を届けたい

——りそなグループである関西みらいフィナンシャルグループは昨年11月に設立され、関西最大で全国でも有数の地域金融グループとして、「新たなリテール金融サービスモデルの構築」をビジネス



露口六彦全国会副会長

モデルとして掲げられていますね。

菅 りそなグループである関西みらいフィナンシャルグループは、個人と中小企業のお客さまに特化した、一言でいうとリテールに特化した銀行グループです。

当社は、関西アーバン銀行と近畿大阪銀行、みなと銀行の経営統合で誕生しましたが、「3つのネットワーク」が統合による効果、強みになると捉えています。

一つ目は「チャネルのネットワーク」。関西で最大の店舗網を有し、全国的にもりそなグループとして店舗チャネルが飛躍的に拡大しました。これはお客さまに利便性をお届けする上で重要です。

二つ目が「情報のネットワーク」です。三つの銀行にりそなグループのりそな銀行と埼玉りそな銀行も加わりますので、

我々のお客さまは飛躍的な数になります。情報が拡充し、効果的なビジネスマッチングやM&Aなどが可能になります。

三つ目が「機能のネットワーク」です。りそなグループの中核であるりそな銀行は信託併営銀行であるため、同行との連携を通じて、遺言や資産承継、事業承継などにワンストップでお応えできる体制としています。

関西は日本のGDPにおいて首都圏に次いでナンバー2の位置にあります。中小企業数が非常に多く、いまはインバウンド効果等もあって景気は拡大しつつあります。特に我々が強みを持っている兵庫、大阪、滋賀の貸出金のシェアはりそなグループを含めてそれぞれ2〜3割あります。そうしたプレゼンスや「チャネル」・「情報」・「機能」の三つのネットワークの効果を相乗的に高め、さらにお客さまの役に立つサービスを提供したいと思います。

決算書の信頼性が担保されれば 経営者の背中を押すサービスが可能になる

——金融機関はいま、中小企業に対して、そのライフステージ(創業〜事業承

継)に合わせた事業性評価による融資や外部専門家との連携など、これまで以上にきめ細かい支援が求められています。取組状況はいかがでしょう。

菅 主な取り組みを二つお話しします。まず一つは、先ほど申し上げた事業承継、資産承継支援に関する事です。特に事業承継は中小企業のお客さまのニーズが高く、後継者問題などいろいろな悩みを抱えておられるので、グループの信託機能を使ってお応えしていきます。

二つ目は、事業性評価に基づく融資です。お客さまの事業を深く理解することで担保や保証に頼らない貸出しを強化しています。まさに銀行の本業の部分ですが、我々の力だけではなく、税理士の方々など外部専門家の方も含めて、さまざまな支援機関と積極的に連携して、コンサル機能を発揮することで、地域社会に貢献していくつもりです。中小企業の経営者に正しいご提案をして、より良い方向に進まれるお手伝いをしたいと思います。

また、この本ビル隣のビルの一角にりそなグループが「ビジネスプラザおさか」という拠点を設け、中小企業のお客さま同士が商談し、ここをハブにいろいろな方と連携できるような仕組みを

作りました。我々もその拠点を活用して、お客さまへのソリューション機能を拡充したいと思っています。

——佐藤(近畿京滋会) 会長、TKC
全国会は経営改善計画策定支援事業(7000プロジェクト)や早期経営改善計画策定支援に積極的に取り組み、その中で金融機関の方との接点も増えました。

佐藤 金融機関が事業性評価を進めていくためには正確でスピーディーでコストがかからない情報の入手が必要です。その点については「TKCモニタリング情報サービス」を、金融機関と我々が連携する大きなツールとして活用していただけだと思います。

また、事業性評価は定性要因と定量要因を含めていかに「情報の非対称性」を解消していくかがポイントになると思いますが、TKC会員は毎月関与先企業を訪問しており、定量だけでなく定性要因も非常によく把握しています。

TKC全国会が特に重要視しているのが決算書の正確性です。巡回監査を実践し、さらに決算書の信頼性を担保するために、税理士法33条の2による書面添付と中小会計要領、(株)TKCが発行する記帳適時性証明書を活用しています。この

ような我々の本来の仕事から出てくる決算書の正確性を金融機関の方に知っていただき、中小企業支援に向けて強みを互いに補える連携ができればと思います。

菅 今後ますます会計の信頼性が担保されなければならぬ世の中になってきています。皆さんの巡回監査を通じた決算書の正確性を期す取り組みは重要で、それがあからこそ我々は、中小企業経営者の背中を押すサービスや商品開発が可能になるのだと思います。

TKCモニタリング情報サービスは日本の会計インフラとなる可能性がある

——「TKCモニタリング情報サービス」をどのように評価されていますか。

菅 TKCモニタリング情報サービスについては、先の皆さんとのお話で、「これは日本の会計インフラになりますね」と申し上げました。私はこのサービスに三つの思いがあります。一つ目はやはり決算書の正確性です。我々の仕事は、決算書から見いだせるものから経営者にご提案をすることなので、その大前提となる決算書の正確性への思いは強くあります。



二つ目は効率化の観点です。銀行の現場では、「審査に必要なので、試算表をお願いします」などのやりとりを日常の業務としてやっているわけです。その点、効率的に、タイムリーにデータをいただけるTKCモニタリング情報サービスは素晴らしい仕組みです。

三つ目は、このサービスのお話を初めて聞いたとき、大手のネットショッピング企業などがぱつと頭に浮かびました。他業種は物流や商流などから金融の世界、決済と貸出しの両方に入り込もうとしています。生きた情報がリアルタイムで入ってくるこのサービスがあれば、我々の大きな強みになると感じました。

このようにTKCモニタリング情報サービスは利用方法に無限の可能性を秘めた仕組みでもあると思うので、もっと拡大して、会計における日本のスタンダードになってくると素晴らしいし、ありがたいと感じます。

リテールバンクを標榜する当社グループにとって重要なポイントとなるローコスト化、効率化の観点からも優れたサービスなので、当社グループにおいてもっと利用していきたいと考えています。今後は、例えばTKCのマークが入っている決算書を頂いたら、すぐにお客さまのところへ行って、「TKCモニタリング情報サービスをご存知ですか？ 無料だし便利ですよ！」とお伝えするくらいではないと思います。一度試していただければ非常に価値があることが分かりますので。

——野垣（近畿大阪会）会長、菅社長の評価していただいているTKCモニタリング情報サービスは、企業の「見える化」も進めていくこととなり、企業経営の観点からも大事ですね。

野垣 菅社長は、9月に近畿大阪会と南近畿会が共催したTKC中小企業支援フォーラムにおいても、TKCモニタリング情報サービスについて同様のお話を

してくださいました。そういう中で我々の課題は、まだまだその数が出せていないことです。会計のインフラを目指し社会を動かす仕組みとするためには、まずTKC会員がその自覚を持って件数を出していくことです。金融機関としても、TKCモニタリング情報サービスによる決算書をわざわざしか見たことがなければ、それがスタンダード（標準）にはならない。件数を爆発的に出して見慣れたものにするのが何より必要です。

企業も、TKCモニタリング情報サービスを使い、月次試算表のレベルで銀行と情報を共有し、「見える化」してオープンにしてこそ信頼関係が醸成され、機動的な融資を受けられるはず。このサービスがそのベースとなる点もしっかりとアピールしていくべきだと思います。

書面添付を活用して経営者保証免除や融資のスピード化に取り組みたい

——同じりそなグループの埼玉りそな銀行は、TKCモニタリング情報サービスの利用企業のうち、書面添付を活用し、一定条件を満たす企業に「経営者保証がイドライン」に準拠した経営者保証を免

除する取り組みを開始されました。

菅 埼玉りそな銀行の取り組みは、りそなグループの中でも、先進的だと思います。我々としても同様の取り組みを展開していきたいと考えています。

書面添付が一つの価値を有していて、それを銀行が活用する仕組みで、埼玉りそな銀行は経営者保証を外すという観点で使いました。一方でそれ以外にも使用方はたくさんあると思います。融資判断や融資手続きのスピード化など、中小企業のお客さまにとって価値あるサービスにつながるようなものを新しい発想で作ればと思います。

——小林（近畿兵庫会）会長、書面添付には会計帳簿、決算書の信頼性を高めていくという側面もあります。

小林 経営者保証ガイドライン研究会座長の小林信明弁護士は、坂本孝司全国会会長との対談（本誌2018年4月号「巻頭対談」）において、破産する経営者の特徴として、経費の付け回しなど公私混同の多さを挙げています。そういう公私混同をなくすためにも、ぜひ書面添付を進めてほしいと述べています。

そうした観点や、経営者保証ガイドラインの要件である法人と個人の分離、財

務基盤の強化、適時適切な情報開示の三つは書面添付制度とTKCモニタリング情報サービスとかつちり合っていますので、この近畿においても関西みらいフィナンシャルグループの各銀行に、書面添付を活用した経営者保証を外す取り組みを実現していただければありがたいと思います。

互いの業務内容や活動の実態を理解し合う 努力が必要

——金融機関と税理士が信頼できる情報を共有し、協力して中小企業を支援することが必要ですね。

菅 中小企業経営者の心を動かすには、銀行と税理士の方々がタッグを組んでその背中を押すことが一番です。経営者の相談相手で最も多いのは税理士の方々ですので、お客さまを含めた三者でコミュニケーションを図るような場面がもつとあってよいと思います。

実は金融機関と税理士の方々が顔を合わせるケースはそれほど多くはな

く、コミュニケーションを図ることがスタートラインです。

個別にみていくと、TKC会員の先生とりそな銀行のある支店が緊密に連携して、成果をあげている好事例が数多くあります。こういった事例を当社グループの各銀行にも展開し、積み重ねていくことが大切です。

以前講演の席で、税理士の方に銀行からのお金の借り方についてご質問をされて少し驚いたことがあります。銀行の考えや取り組みを、お客さまだけではなく、その先におられる税理士の方々にご理解いただくことも我々の大事な仕事だと反省を持って聞いていました。

——上田（南近畿会）会長、金融機関との協力において、有効な書面添付の使用方はたくさんあると思います。



株式会社関西みらいフィナンシャルグループ概要

- 代表者名
代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉
- 本店所在地
〒540-8610 大阪市中央区備後町2丁目2番1号
- 設立日 2017年（平成29年）11月14日
- 主要株主 株式会社りそなホールディングス
株式会社三井住友銀行
- 資本金 295億円

（2018年4月1日現在）



前列左から、菅関西みらいフィナンシャルグループ社長、露口TKC全国会副会長。後列左から、石岡本誌編集長、野垣近畿大阪会会長、上田南近畿会会長、佐藤近畿京滋会会長、小林近畿兵庫会会長。

上田 書面添付には、税理士が資格をかけ、何を見てどう判断してこの決算を組んだかなどが書いてあります。毎月巡回監査をして社長から数字以外のことも聞きながら自信を持って作った決算書と、年一回資料をもらって作る決算書と、ぱっと見ではあまり分からないかもしれませんが。しかし書面添付が付いていれば会

計事務所とそのお客さんの信頼関係まで分かり、その内容は金融機関の事業性評価における定性要因の把握にも活用いただけます。

我々はこうした活動の実績をもっと出して、銀行に会社のことを正しく理解、判断していただきたいと思っています。我々の取り組みを組織的に金融機関に理解していただこうという動きが弱かった点もあるので、中小企業の存続・発展のために情報共有しながら、共に力を合わせていけたらいいと思います。

「中小企業のために汗をかく」の方向は同じ 連携事例を積み重ねていこう

——露口副会長、これまでの菅社長のお話をお聞きになつていかがですか。

露口 金融機関と税理士が一体となつて、関わる中小企業をなんとしても良くしたいという気持ちは同じですから、本日のお話と、現実の実績とのギャップを埋めるために、具体的に行動していくことが大切です。その点で私はいま、税理士のリーダーシップが欠けていると感じています。例えば、TKCモニタリング情報サービスにしても、「新しいサービス

を使ってみませんか？」などと、どこか関与先企業にお伺いを立てるような姿勢ではないか。税理士がまずしっかりリーダーシップを取り、中小企業に指導力を発揮していく。そして菅社長に本日お話しいただいたように、TKCモニタリング情報サービス利用や我々との連携をグループ内で後押ししていただければ、うまく前に進むのではないかと思います。

坂本孝司全国会会長が指摘されているように、社会の納得を頂くには、やはり数、実績をあげる必要があります。それを実現すべく、地域会会長の皆さんには本日のお話を突破口として、具体的な活動に臨んでほしいと願っています。

菅社長にはぜひこれからも中小企業のために、一緒に前に進んでいけるよう、よろしくお願いいたします。

菅 お話を聞けば聞くほど、TKC全国会さんと、中小企業のお客さまのために汗をかこうというグループである我々の目指す方向は全く一緒だと感じます。しっかり連携を進めていくために、方向を具体化し、好事例を積み重ねていければと思います。

(構成／TKC出版 清水公一朗)

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

平成30年11月29日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【政府系金融機関】				
1 日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	3,146	-
2 商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	1,480	283
【都市銀行】				
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	1,689	384
2 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	1,276	203
3 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	600	142
4 りそな銀行	大阪府	平成29年10月	597	89
【地方銀行・第二地方銀行】(上位50行)				
1 静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	1,772	483
2 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	1,051	215
3 足利銀行	栃木県	平成28年10月	1,043	157
4 中国銀行	岡山県	平成28年12月	949	163
5 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	783	125
6 群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	739	133
7 広島銀行	広島県	平成28年11月	738	109
8 千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	731	181
9 北洋銀行	北海道	平成29年 1月	716	80
10 東邦銀行	福島県	平成29年 1月	607	61
11 北陸銀行	富山県	平成29年 4月	594	75
12 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	563	95
13 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	554	62
14 滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	532	80
15 きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	530	74
16 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	521	56
17 百五銀行	三重県	平成28年10月	491	90
18 清水銀行	静岡県	平成29年 4月	484	189
19 京都銀行	京都府	平成30年 7月	461	68
20 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	413	72
21 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	407	50
22 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	406	73
23 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	402	68
24 北國銀行	石川県	平成28年11月	400	107
25 筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	398	66
26 山形銀行	山形県	平成29年 8月	392	107
27 京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	390	82
28 八十二銀行	長野県	平成30年 5月	376	111
29 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	364	67
30 福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	359	51
31 百十四銀行	香川県	平成28年12月	349	44
32 武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	348	77
33 中京銀行	愛知県	平成28年10月	346	116
34 池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	340	51
35 もみじ銀行	広島県	平成28年11月	328	44
36 第三銀行	三重県	平成28年10月	318	70
37 山口銀行	山口県	平成28年11月	318	57
38 北海道銀行	北海道	平成29年 4月	313	38
39 第四銀行	新潟県	平成29年 7月	310	74
40 岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	286	42
41 愛媛銀行	愛媛県	平成28年11月	278	21
42 四国銀行	高知県	平成29年 7月	274	40
43 大東銀行	福島県	平成29年 2月	274	32
44 きらやか銀行	山形県	平成28年11月	269	60
45 秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	264	33
46 東和銀行	群馬県	平成28年10月	262	58
47 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	259	19
48 仙台銀行	宮城県	平成28年12月	240	65
49 福島銀行	福島県	平成29年 2月	229	25
50 福井銀行	福井県	平成28年10月	226	45
上記以外の地銀・第二地銀 計			6,067	1,127

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【信用金庫】(上位30庫)				
1 浜松信用金庫	静岡県	平成29年 1月	837	235
2 多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	580	100
3 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	500	95
4 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	461	85
5 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	439	58
6 静岡信用金庫	静岡県	平成29年 6月	408	144
7 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	382	51
8 磐田信用金庫	静岡県	平成28年10月	373	98
9 島田信用金庫	静岡県	平成28年10月	367	184
10 巢鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	349	98
11 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	328	60
12 三島信用金庫	静岡県	平成29年 3月	325	68
13 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	311	69
14 焼津信用金庫	静岡県	平成29年 5月	310	135
15 遠州信用金庫	静岡県	平成28年10月	291	116
16 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	286	89
17 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	286	50
18 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	286	58
19 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	264	31
20 静岡信用金庫	静岡県	平成29年 3月	257	79
21 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	253	26
22 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	253	55
23 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	248	21
24 広島信用金庫	広島県	平成30年 6月	242	25
25 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	233	19
26 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	218	13
27 東濃信用金庫	岐阜県	平成28年10月	204	45
28 福島信用金庫	福島県	平成28年12月	188	31
29 城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	185	25
30 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	167	29
上記以外の信用金庫 計			9,330	2,083

【信用組合】(上位5組合)				
1 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	187	20
2 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	159	98
3 益田信用組合	岐阜県	平成28年10月	93	9
4 君津信用組合	千葉県	平成28年12月	85	61
5 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	72	8
上記以外の信用組合 計			1,055	220

【信用保証協会】(上位5協会)				
1 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	379	221
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	237	60
3 栃木県信用保証協会	栃木県	平成30年 8月	135	41
4 名古屋市信用保証協会	愛知県	平成30年 1月	111	32
5 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	92	10
上記以外の信用保証協会 計			378	110

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	8	6	8,788	1,475
2 地銀・第二地銀	104	95	30,064	5,488
3 信用金庫	261	217	19,161	4,275
4 信用組合	134	44	1,651	416
5 信用保証協会	51	22	1,332	474
6 その他	-	1	3	1
7 合計	558	385	60,999	12,129

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(386機関)

平成30年12月6日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
北空知信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
空知商工信用組合

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
青い森信用金庫

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
社の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫

いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
館林信用金庫
しのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合

■ 東京都

きらぼし銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東榮信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫

■ 西武信用金庫

西武信用金庫
城南信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
巢鴨信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四銀行
北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新潟縣信用組合
協栄信用組合

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
北陸信用金庫
鶴来信用金庫
興能信用金庫
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行

岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨信用組合
益田信用組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
静岡信用金庫
静岡信用金庫
浜松信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田信用金庫
磐田信用金庫
焼津信用金庫
掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

中京銀行
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
東春信用金庫
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会

■ 三重県

三重銀行
百五銀行
第三銀行
北伊勢上野信用金庫
三重信用金庫
桑名信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北部信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

近畿大阪銀行
池田泉州銀行
関西アーバン銀行
大正銀行
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫

永和信用金庫

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
兵庫信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫

■ 和歌山県

新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
日生信用金庫
備前信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
萩山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫

■ 香川県

百十四銀行

香川銀行
高松信用金庫
香川県信用組合

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
大川信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八銀行
親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎都城信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
南郷信用金庫

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
鹿児島興業信用組合

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』vol.11

発行日 平成30年12月25日

発行所 株式会社 **TKC** 営業本部

東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル4F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 高橋・東城・中山